

# 義務付け・枠付けの見直しに係る条例制定状況調査の概要

平成24年4月  
内閣府地域主権戦略室

## 1. 条例制定状況調査の概要

第1次一括法及び第2次一括法等により、地方自治体の条例制定権の拡大が図られたが、本年4月に施行される施設・公物設置管理基準等に係る条例委任に関し、条例の制定状況等について次の項目について調査を行い、全国の全ての都道府県・市区町村(1,789団体)から回答を得た。

- 条例の制定状況(制定済み、本年2月(3月)議会提出、今年度提出予定)
- 地域の実情を踏まえ、国の条例制定基準とは異なる内容の独自の基準を設ける例

## 2. 調査結果の概要

1,641団体(91.7%)において、何らかの条項について条例制定に着手(制定済み又は本年2月(3月)議会提出)している。しかしながら、保育所の設備・運営の基準等について、基準の具体的な内容を検討している団体も多く、本格的な条例制定は今年度中に行われる。今後、独自の基準など、先行する地方自治体の事例の情報提供・周知を図っていく。

### ○条例制定に着手した団体(1,641団体(91.7%))

- ・都道府県(47団体(100%))
- ・指定都市(19団体(95%))
- ・中核市(40団体(97.6%))
- ・他の市区町村(1,535団体(91.3%))

### ○分野ごとの条例制定の状況

- ・公営住宅の入居基準(1,684団体中、1,286団体(76.4%))
- ・道路の構造の技術的基準(1,789団体中、11団体(0.6%))
- ・保育所の設備・運営の基準(都道府県等108団体中、13団体(12%))
- ・職業能力開発促進法関係の基準(都道府県等87団体中、10団体(11.5%))
- ・公民館運営審議会の委員の委嘱基準(1,020団体中、944団体(92.5%))等

### ○施設・公物設置管理基準に係る条例委任についての施行

施行日は、第1次一括法・第2次一括法ともに → **平成24年4月1日**

ただし、多くの改正事項について、施行の日から起算して1年を超えない期間内(平成25年3月31日まで)において、改正後の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、政令又は省令で定める基準は条例で定める基準とみなされることとする経過措置が設けられている。

## 国の基準と異なる地方独自の基準の例

### 公営住宅の入居基準

( )特に居住の安定を図るべき者として、収入基準を通常より引き上げる世帯

#### 【子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る観点からのもの】

- ・裁量階層( )の対象範囲  
：高齢者、未就学児童がいる世帯等
- 多子世帯(18歳未満の子供が3人以上いる世帯)を追加(福井県)
- 中学生以下の児童がいる世帯に拡大(奈良県桜井市等)
- 新婚世帯を追加、その収入基準を月収25.9万円以下に引上げ(兵庫県)

#### 【定住促進・地域活性化の観点からのもの】

- ・収入基準:月収15.8万円以下 中山間地域の住宅については、月収25.9万円以下に引上げ(浜松市)
- ・同居親族要件:高齢者、障害者等以外は親族による世帯のみ入居 過疎地域であり、単身でも入居可能に(島根県津和野町)

#### 【その他雇用・失業対策等の地域の課題への対処】

- ・同居親族要件:高齢者、障害者等以外は親族による世帯のみ入居 離職者は、単身でも入居可能に(愛知県)

### 道路の構造の技術的基準

#### 【渋滞緩和の観点からのもの】

- ・交差点の車線幅:都市部のみ縮小可能 郊外部についても、縮小を可能にし、右折レーンの設置を容易に(香川県等)
- ・停車帯の幅員:原則2.5m すり抜け防止、違法駐車対策のため、1.5mを標準に(愛知県)

#### 【効率的・効果的な整備の観点からのもの】

- ・1.5車線道路:平地部の県道では導入できない 平地部の県道でも交通量が少ない場合は導入可能に(兵庫県)

### 保育所の設備・運営の基準

#### 【待機児童の解消の観点からのもの】

- ・0、1歳児のほふく室の面積:1人当たり3.3㎡以上 年度途中の受入れに限り2.5㎡に緩和(東京都)
- ・0～6歳児の保育室等の面積:1人当たり1.65㎡～3.3㎡以上 待機児童が発生する地域の保育所は1.65㎡に緩和(大阪市)

#### 【保育体制の強化の観点からのもの】

- ・職員の配置:保育士等以外は基準なし 食育推進担当者の配置を義務付け、0、1歳児保育につき保健師等の配置を努力義務化(佐賀県)
- ・防災計画:基準なし 避難誘導や市町担当者との連絡網を含む施設内防災計画の作成を義務付け(山口県)